

〔貞丈雜記六飲食〕一いもがゆの事、北上記に云、雪見の肴の事、いもがゆと申物也、山のいもを油にてたつして肴にする也、それを箸ひとつにてさし食ふといふ儀あり、是は公家衆の御説なり云々、雅亮裝束抄ニ云、大將あるじの事○中、大きやうのおんざとは、ことはて、おほゆかにおりいて、かうぶつとて、べちたかつきに、おしきに玄たるさかなくだものをまいらせ、またいもがゆなどまいらせて、下略とあり、いもがゆは山の芋の粥也、酒の肴などにも參る物也、

〔厨事類記〕署預粥ハ、ヨキイモヲ皮ムキテ、ウスクヘギ切天、ミセンヲワカシテイモヲイルベシ、イタクニルベカラズ、又ヨキ甘葛煎ニテニルトキハ、アマヅラ一合ニハ水二合バカリイレテニル也、石ナベニテニル、チヒサキ銀ノ尺子ニテモリテマイラス云々、或説云、銀ノ提ニ入テ、銀ノ匙ヲグシテマイラスベシト云々、

〔西宮記 正月中〕一御齋會

内論議舊例、僧綱以論議文付内侍、公卿著右近陣○註、兩三巡後居湯漬署預粥等、

〔北山抄二年中行事〕十二月十九日御佛名事

廿一日同前○中、僧侶退下、名對面後、賜酒肴薯蕷粥於王卿侍臣、

〔江家次第二正月〕大人家大饗

次敷穩座○中、次一兩巡納言執之、殿上、羞カレ零レ餘子、燒芋、粥等、

〔江家次第二〕任太政大臣事

敷穩座、公卿以下下居羞肴物、薯蕷粥、

〔三中口傳三〕署預粥事

入鉢相具提、或不具提、事在之、置提時可具匙、鉢上覆折敷一枚、其上可置匙也、居鉢於折敷傍、置匙、鉢右方、若鉢大ニシテ折敷ニ無所ハ、別ノ折敷ニ匙一支仰置テ、鉢右方並居也、又入提時モ居折敷テ匙